

## 三重県における漂流・漂着ゴミ対策に関する取組

### 【平成 19 年度】

部 室 名	事 業 名	事 業 費	事 業 の 概 要
政策部 地域づくり支 援室	流木災害対策 助成 （宮川流域ル ネッサンス協 議会事業）	0 （予算：300）	流木緊急清掃活動を実施する地域ボランティア団体 や漁業協同組合等に対し、その経費の一部を助成に努め たが、申請がなく実績なし。 【対象事業主体】 宮川流域関係 6 市町（伊勢市、多気町、大台町、玉城 町、大紀町、度会町）内及び鳥羽市（宮川から流木等が 散乱し、漂流したと確認できる地域）で活動する地域ボ ランティア団体等
環境森林部 環境森林総務 室	流木・ごみ等 対策推進会議 幹事会の開催	0	海岸、河川、港湾、漁港及び海域に漂流・漂着する流 木、草木、プラスチック容器、ビニールごみ類の発生抑 制及び除去等に係る効果的な対策を進めるため、県庁内 関係部室をメンバーとした「流木・ごみ等対策推進会議」 を設置している。 第 1 回：平成 19 年 7 月 5 日（木） ・鳥羽市桃取町（答志島）で環境省が実施する「漂流・ 漂着ゴミ国内削減方策モデル調査」について 第 2 回：平成 19 年 7 月 20 日（木） ・台風 4 号による鳥羽市桃取町（答志島）の漂着ゴミ被 害について
環境森林部 水質改善室	伊勢湾行動計 画推進事業	2,327	伊勢湾再生推進会議で策定した「伊勢湾再生行動計 画」を着実に進めるため、多様な主体との連携による調 査研究や普及啓発等に取り組む。（「伊勢湾再生行動計 画」に「浮遊・漂着・海底ゴミ、流木等の対策」が位置 づけられている。） ・「漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査」に 参画 伊勢湾再生推進会議へ情報提供 ・「伊勢湾再生推進検討会」の設置 ・環境保全活動団体交流会の開催
環境森林部 森林保全室	治山施設機能 回復事業 （県単）	3,000	平成 16 年の台風 21 号により流木や土砂が堆積し 本来の機能が発揮されていない治山施設について、これ らの障害物を取り除き治山施設の機能回復を図った。 （1 箇所）
農水商工部 担い手室	農業経営体育 成普及事業	70,590 の一部	水田の土づくり及び稲わらの河川等への流出防止を 図るため、水稻収穫後の早期に土中へすき込みを行うよ う農業者や関係団体への指導を行う。 ・普及指導活動の機会を通じて、関係者に対して適正処 理を指導（各機関に対する指導の徹底として） ・普及センター作物担当者会議において、関係者に対し て指導を依頼。
農水商工部 農業基盤室	県単海岸施設 維持増進事業	6,797	平成 19 年 7 月に発生した台風 4 号により海岸機能、 環境、景観に著しい影響がある漂着流木・ゴミ等を除去 するため、その処理に係る費用を支援し回復を図った。

			鳥羽海岸桃取地区(奈佐浜)の漂着流木・ゴミ等の収集・運搬に係る作業の軽減と緊急時における効率性を高めるため、堤防から砂浜への進入路の拡幅整備を行った。
農水商工部 水産基盤室	漁港施設災害 復旧事業	1,572	鳥羽市桃取漁港(鳥羽市管理)において、平成18年4月11日の低気圧及び平成19年7月14日~15日に発生した台風4号の大雨により河川から流出した葦・流木等で漁港泊地が埋塞し、その復旧を行うため、鳥羽市へ国庫負担金の交付を行った。 平成18年災 V = 298m <sup>3</sup> 364千円(処分費のみ) 平成19年災 V = 131m <sup>3</sup> 1,208千円
県土整備部 維持管理室	河川・海岸美化 ボランティア 活動推進事業	5,069	地域住民が自主的に行う河川・海岸の草刈、清掃等の活動を支援する。
	家電リサイクル 法施行	852	河川区域内等に不法投棄された冷蔵庫・エアコン等の処理費。
企業庁 電気事業室	奥伊勢湖環境 保全対策事業	5,000	宮川の優れた自然景観を保護して地域住民の安らぎの場とするため、宮川ダム下流部から三瀬谷ダム上流部間の河川の流木、ゴミ等の除去その他該当部分の河川環境保全を図る。 ・この事業は、大台町と企業庁が奥伊勢湖環境保全対策協議会を組織し、奥伊勢湖の豊かな自然環境を守るため、湖に流れ込むゴミの除去及び清掃に努めて、河川環境の保全ならびに、地域住民のやすらぎの場となるきれいな湖を確保する事業で運営費用として関係事業で負担している。
	三瀬谷ダム流 木等除去	13,113	上流から流出される流木等をダムによりブロックし、蓄積された流木等を環境保全等のために除去する。
伊勢県民セン ター	「伊勢志摩地 域流木・漂着 ごみ等対策検 討会議」	0	伊勢志摩地域の海岸・港湾・漁港等に漂着する流木やごみの問題の対策を検討するため、平成18年6月に、伊勢志摩地域の県関係事務所である、伊勢農林水産商工環境事務所、伊勢建設事務所、志摩建設事務所、宮川流域ルネッサンスグループ、伊勢県民センターで構成する「伊勢志摩地域流木・漂着ごみ等対策検討会議」を設置した。 平成19年度は、発生源対策と漂流ごみ対策を中心として検討を行った。 (平成19年度の主な検討事項等) 漂流・漂着ごみ処理に係る補助メニューの整理、確認 県関係機関が実施している漂流・漂着ごみに係る発生抑制対策の状況(情報共有) 漂流・漂着ごみに係る国内削減方策モデル調査の実施状況(情報共有) 台風4号に係る漂着ごみ対応結果(情報共有)

【平成20年度】

部 室 名	事 業 名	事 業 費	事 業 の 概 要
政策部 地域づくり支 援室	流木災害対策 助成 (宮川流域ル ネッサンス協 議会事業)	200	流木緊急清掃活動を実施する地域ボランティア団体 や漁業協同組合等に対し、その経費の一部を助成する。  【対象事業主体】 宮川流域関係7市町(伊勢市、多気町、明和町、大台 町、玉城町、大紀町、度会町)内及び鳥羽市(宮川から 流木等が散乱し、漂流したと確認できる地域)で活動す る地域ボランティア団体等
環境森林部 環境森林総務 室	流木・ごみ等 対策推進会議 幹事会の開催	0	海岸、河川、港湾、漁港及び海域に漂流・漂着する流 木、草木、プラスチック容器、ビニールごみ類の発生抑 制及び除去等に係る効果的な対策を進めるため、県庁内 関係部室をメンバーとした「流木・ごみ等対策推進会議」 を設置している。 2回程度開催を予定 第1回：平成20年7月上旬 ・鳥羽市桃取町(答志島)で環境省が実施する「漂流・ 漂着ゴミ国内削減方策モデル調査」の進捗状況等につ いて(予定)
環境森林部 水質改善室	伊勢湾行動計 画推進事業	2,893	伊勢湾再生推進会議で策定した「伊勢湾再生行動計 画」を着実に進めるため、多様な主体との連携による調 査研究や普及啓発等に取り組む。(「伊勢湾再生行動計 画」に「浮遊・漂着・海底ゴミ、流木等の対策」が位置 づけられている。) ・「漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査」に 参画 伊勢湾再生推進会議へ情報提供 ・「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」の実施 ・「伊勢湾再生推進検討会」の開催 ・環境保全活動団体交流会の開催
環境森林部 森林保全室	山地災害対策 関連事業 (県単)  県単造林事業	10,377 の一部  16,834 の一部	治山ダム等に堆積した流木や土砂を除去することで、 既存治山施設の機能を強化し山地災害の未然防止を図 る。(箇所未定)  間伐材を搬出し、木材として使用することで再生可能 な資源の有効利用、CO2固定を進めるとともに、林内に 放置される間伐材を減らすことにより、流木ゴミの発生 を予防する。
農水商工部 担い手室	農業経営体育 成普及事業	68,760 の一部	水田の土づくり及び稲わらの河川等への流出防止を 図るため、水稻収穫後の早期に土中へすき込みを行うよ う農業者や関係団体への指導を行う。 ・普及指導活動の機会を通じて、関係者に対して適正処 理を指導(各機関に対する指導の徹底として) ・普及センター作物担当者会議において、関係者に対し て指導を依頼。

農水商工部 農業基盤室	県単耕地施設 管理事業 海岸維持修繕 費  災害関連緊急 大規模漂着流 木等処理対策 事業	3,000  (発生後に 予算化)	洪水、台風等による海岸機能、環境、景観に著しい影響がある漂着流木・ゴミ等を除去するため、その処理に係る費用を支援する。  洪水、台風等により海岸に漂着した大規模な流木・ゴミ等が堆積し、海岸保全施設の機能を阻害している場合、補助対象となる採択条件を満たしていれば、国庫補助により緊急的に流木・ゴミ等の処理を実施する。
農水商工部 水産基盤室	漁港施設災害 復旧事業  災害関連緊急 大規模漂着流 木等処理対策 事業	(発生後に 予算化)  (発生後に 予算化)	大雨による洪水等により流出した流木等で漁港泊地 <small>まいそく</small> が埋塞し、維持上又は公益上特に復旧が必要とされる場合に必要な条件を満たしていれば、その復旧を行うため、国庫負担金の交付を行う。  洪水、台風等により海岸に大規模な流木等及び漂着ゴミが漂着し、海岸保全施設の機能を阻害している場合で、必要な条件を満たしていれば、緊急的に流木等及び漂着ゴミの処理（集積、選別、積込、運搬、処分等）を行うため、国庫補助金の交付を行う。
県土整備部 維持管理室	河川・海岸美化 ボランティア 活動推進事業  家電リサイクル 法施行	6,530  790	地域住民が自主的に行う河川・海岸の草刈、清掃等の活動を支援する。  河川区域内等に不法投棄された冷蔵庫・エアコン等の処理費。
企業庁 電気事業室	奥伊勢湖環境 保全対策事業  三瀬谷ダム流 木等除去	5,000  13,335	宮川の優れた自然景観を保護して地域住民の安らぎの場とするため、宮川ダム下流部から三瀬谷ダム上流部間の河川の流木、ゴミ等の除去その他該当部分の河川環境保全を図る。 ・この事業は、大台町と企業庁が奥伊勢湖環境保全対策協議会を組織し、奥伊勢湖の豊かな自然環境を守るため、湖に流れ込むゴミの除去及び清掃に努めて、河川環境の保全ならびに、地域住民のやすらぎの場となるきれいな湖を確保する事業で運営費用として関係事業で負担している。  上流から流出される流木等をダムによりブロックし、蓄積された流木等を環境保全等のために除去する。
伊勢県民センター	「伊勢志摩地 域流木・漂着 ごみ等対策検 討会議」	0	平成19年度及び20年度に実施の漂流・漂着ごみに係る国内削減方策モデル調査結果を参考としながら、発生源対策を検討していくとともに、漂流・漂着ごみ処理に係る県関係機関の情報共有等を行っていく。

## 流木・ごみ等対策推進会議設置要領

### 1 目的

海岸、河川、港湾、漁港及び海域（以下「海岸等」という。）に漂流・漂着する流木、草木、プラスチック容器、ビニールごみ類（以下「流木・ごみ等」という。）の発生抑制及び除去等に係る効果的な対策を進めるため、流木・ごみ等対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

### 2 業務

(1) 推進会議は、次の事項について検討、調査する。

- ア 流木・ごみ等の発生抑制対策に関すること。
- イ 海岸等に漂流・漂着した流木・ごみ等の除去対策に関すること。
- ウ 流木・ごみ等に関する総合的施策及び広域連携の推進に関すること。
- エ 流木・ごみ等に係る情報の収集等に関すること。

(2) 推進会議は、前項の業務を行うにあたっては、関係県・市町との連携、情報交換を図るものとする。

### 3 委員等

- (1) 推進会議は、別表1に掲げる者（以下「委員」という。）で構成する。
- (2) 委員を補佐するため、推進会議に幹事を置く。
- (3) 幹事は、別表2に掲げる者で構成する。

### 4 部会

- (1) 推進会議の業務を的確に推進するため、部会を置く。
- (2) 部会は、別表3に掲げる者で構成する。
- (3) 部会の事務分掌は、次のとおりとする。
  - ア 発生抑制部会 流木・ごみ等の発生抑制の対策に関すること。
  - イ 処理対策部会 海岸等に漂着した流木・ごみ等の適正な処理対策に関すること。
- (4) 部会は、必要に応じて推進会議が新たに設置することができる。

### 5 会議

- (1) 推進会議
  - ア 推進会議に、委員長を置く。
  - イ 委員長は、環境森林部総括室長（経営企画分野）とする。
  - ウ 推進会議は、委員長が召集し、委員長が議長となる。
- (2) 部会
  - ア 部会に、部会長を置く。
  - イ 部会長は、部会に属する室長とする。
  - ウ 部会は、部会長が召集し、部会長が議長となる。
  - エ 部会での検討結果は、部会長が推進会議へ報告する。
- (3) 共通事項
  - ア 委員長又は部会長は、あらかじめ推進会議又は部会の議長の職務を代理する者を指名できる。
  - イ 委員長又は部会長は、必要に応じ、推進会議又は部会にその構成員以外の者の出席を求めることができる。

6 事務局

- (1) 推進会議の事務局は、環境森林総務室が行う。
- (2) 部会の事務は、部会長が属する室が行う。

7 雑 則

この要領に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は委員長が定める。

附 則

- 1 この要領は、平成18年9月13日から施行する。
- 2 河川と海の流木等ゴミ対策連絡調整会議（平成10年11月24日発足）は廃止する。
- 3 この要領は、平成19年7月5日から適用する。

別表1（推進会議委員）（11分野）

所 属	構 成 員
政策部	政策企画分野総括室長、地域支援分野総括室長
環境森林部	経営企画分野総括室長、循環型社会構築分野総括室長、 地球環境・生活環境分野総括室長、森林・林業分野総括室長
農水商工部	担い手・基盤整備分野総括室長、農水産物供給分野総括室長
県土整備部	流域整備分野総括室長、公共事業総合政策分野総括室長
企業庁	事業分野総括室長

別表2（推進会議幹事）（17室）

所 属	構 成 員
政策部	企画室長、地方分権・広域連携室長、地域づくり支援室長
環境森林部	環境森林総務室長、環境活動室長、水質改善室長、ごみゼロ推進室長、 森林保全室長
農水商工部	担い手室長、農業基盤室長、水産基盤室長、農畜産室長、水産室長
県土整備部	河川・砂防室長、港湾・海岸室長、維持管理室長
企業庁	電気事業室長

別表3（部会）：部会長

部会名	構 成 員
発生抑制部会 （5室）	森林保全室長 ごみゼロ推進室長、担い手室長、農畜産室長、河川・砂防室長
処理対策部会 （9室）	維持管理室長 環境活動室長、ごみゼロ推進室長、農業基盤室長、水産室長、 水産基盤室長、河川・砂防室長、港湾・海岸室長、電気事業室長

# 平成20年度「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」実施概要

三重県環境森林部水質改善室

## 1. 背景

伊勢湾は、生活・文化や産業活動など多くの面で私たちと深い関わりを持ち、その存在自体がかけがえのない資源・資産でもあります。しかしながら、一方で、水質汚濁や漂流・漂着ゴミ問題など多くの課題も抱えています。

このような中、伊勢湾再生の保全・再生に向けて、平成18年2月に国と三県一市等で組織する「伊勢湾再生推進会議」を設立し、平成19年3月には、「伊勢湾再生行動計画」を策定しました。

この「伊勢湾再生行動計画」では、「人と森・川・海の連携により健全で活力ある伊勢湾を再生し、次世代に継承する。」をスローガンに、「伊勢湾の環境基準の達成を目指し、多様な生物が生息・生育する、人々が海と楽しく安全にふれあえる、美しく健全で活力ある伊勢湾の再生」を目標とし、課題の一つとして流木・漂着ゴミ対策も位置づけているところです。

この目標を達成するためには、沿岸域及び流域の人々、NPO等の多様な主体が協働・連携して、森から海まで流域全体で取り組んでいくことが重要です。

また、平成19年度から、環境省の「漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査」が鳥羽市答志島をモデル地域として実施されており、計6回のクリーンアップ調査、フォローアップ調査や漂流経路把握調査等を行い、効率的・効果的な清掃運搬処理の手法や効果的な発生源対策などについての検討を進めているところです。

## 2. 目的

伊勢湾流域では、ボランティアの皆さん、企業、市町等の参加により、森林、河川、海岸、地域等で、日々さまざまな清掃活動が行われているところです。

それぞれの活動が、森から川、海へのつながりを意識し、互いに連携した活動となることが重要です。

このため、伊勢湾再生に向けて、広域的な交流の促進、情報の共有化を目指し、共通のキャッチフレーズのもと、森林、河川、海岸、地域が一体となって清掃活動を実施することを目的とします。

また、参加団体の交流会等を開催し、このような取組が、今後も継続的に行われるような仕組みづくりについての検討を行います。

## 3. 内容

平成20年6月末頃から7月中(6月-環境月間、7月-海の月間、河川愛護月間)に、各地の森林、河川、海岸、地域等で実施される清掃活動について、実施主体、実施内容、実施場所等の情報を収集・整理し、「伊勢湾再生に向けた取組」として多くの皆さんに参加いただけるよう、ホームページや資料提供等により、広く情報の提供、周知を図ります。

また、活動後には、参加団体の実績(参加人数、実施場所、ごみの量等)を把握し、成果や課題等について、情報共有や意見交換できる場を設定し、継続した取組につなげていきます。